

2026年 3月吉日

各位

日本有機過酸化物工業会

## MEKPOのネット販売に関するお願い（注意喚起）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題にあります通り主に不飽和ポリエステル樹脂用の硬化剤として使用されるメチルエチルケトンパーオキサイド（以下、MEKPO）がインターネット上でネット販売が行われていることを確認致しました。弊工業会会員企業が製造販売する当該製品は消防法で危険物第5類に定められた「自己反応物質」（消防法別表第一（第二条、第十条、第十一条の四関係））に該当します。そのため、法令に適した取扱いが必要であり、取扱方法を間違えらると思わぬ災害に繋がるのが考えられます。よって、弊工業会としましては、当該製品をネット販売することは推奨致しかねます。

各販売店様で当該製品をネット販売されている場合は、『各販売店様の責任』において、下記のネット販売の際の法的面および取り扱い上の安全面に関する注意事項をご確認の上で販売いただけますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### ■当該製品例

化薬ヌーリオン株式会社製	カヤメックシリーズ、BUTANOX シリーズ
川口薬品株式会社製	メボックスシリーズ
日油株式会社製	パーメックシリーズ、パーキュアーシリーズ

#### ■法令上におけるネット販売の注意点

- ① MEKPOは消防法上の危険物に属しますので、貯蔵、取扱いまたは運搬に関する法規上の諸規制を厳守してください
- ② 運送業者に配送を委託する場合、委託先業者に「第5類の危険物」であることを申告していない場合「**消防法**」に抵触する可能性があります。また、商法572条によって、委託先業者に対して損害賠償責任を負う可能性もあります。
- ③ 製品だけでなく、外装梱包(段ボール等)にも危険品であることが表記されていない場合、「**消防法**」に抵触する可能性があります。
- ④ MEKPOの小分け作業を実施している場合、消防への届け出が無ければ「**消防法もしくは火災予防条例**」に抵触する可能性があります。

⑤ MEKPOを一定数量以上貯蔵する場合、消防（あるいは市町村条例に従う）への届け出が必要となります。

■取扱上におけるネット販売の注意点

- ① 小分け作業を実施している場合、異物が混入すると分解する恐れがあります。
- ② ナフテン酸コバルトなどと直接混合すると爆発的な分解が起こります。
- ③ 鉄、銅合金、鉛、ゴムなどによって分解が促進されますので、これらの容器ならびに器具は絶対に使用しないで下さい。

※記載された懸念点は一例でございます。詳細につきましては、購入された製造会社の SDS および取扱説明書をご確認ください。

ご不明点などございましたら、購入された製造会社までご連絡ください。

以 上